

墨田区認定こども園条例（案）新旧対照表

付則第2項による改正（墨田区保育所条例（昭和36年墨田区条例第4号））

改 正 案		現 行	
別表		別表	
名 称	位 置	名 称	位 置
墨田区江東橋保 育園 ～墨田区あおや ぎ保育園	〔略〕	〔同左〕	〔略〕
〔削除〕		墨田区たちばな 保育園	墨田区立花三丁目2番 16号
墨田区すみだ保 育園	〔略〕	〔同左〕	〔略〕
〔削除〕		墨田区八広保 育園	墨田区八広三丁目7番5 号
墨田区東駒形保 育園 ～墨田区横川さ くら保育園分 園	〔略〕	〔同左〕	〔略〕

付則第3項による改正（墨田区特別保育の利用に関する条例（平成15年墨田区条例第35号））

改 正 案	現 行
<p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、墨田区保育所条例（昭和36年墨田区条例第4号）第1条の規定に基づき設置した墨田区保育所（以下「保育所」という。）及び<u>墨田区認定こども園条例（平成28年墨田区条例第 号）第1条の規定に基づき設置した墨田区認定こども園（以下「認定こども園」という。）</u>において特別保育を行うことにより、保護者の就労等を支援するとともに、緊急に保育を必要とする児童等の保護を図り、もって児童及び保護者の福祉の向上を図ることを目的とする。</p> <p>（特別保育）</p> <p>第2条 区長は、<u>子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第20条第3項の</u></p>	<p>〔同左〕</p> <p>第1条 この条例は、墨田区保育所条例（昭和36年墨田区条例第4号）第1条の規定に基づき設置した墨田区保育所（以下「保育所」という。）において特別保育を行うことにより、保護者の就労等を支援するとともに、緊急に保育を必要とする児童等の保護を図り、もって児童及び保護者の福祉の向上を図ることを目的とする。</p> <p>〔同左〕</p> <p>第2条 区長は、<u>児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条第1項の規定によ</u></p>

規定により認定された保育必要量（第1号から第3号までにおいて「認定保育必要量」という。）の範囲内の保育（以下この条において「通常保育」という。）以外に、特に必要があると認める児童に対し、墨田区規則（以下「規則」という。）で定める保育所及び認定こども園において次に掲げる特別保育を行う。

- (1) 標準時間保育延長保育 通常保育を利用している児童（認定保育必要量が1月当たり平均275時間まで（1日当たり11時間までに限る。）の区分である児童に限る。）について、当該利用に係る保育所又は認定こども園において常態として当該認定保育必要量の範囲を超えて行う保育をいう。
- (2) 短時間保育延長保育 通常保育を利用している児童（認定保育必要量が1月当たり平均200時間まで（1日当たり8時間までに限る。）の区分である児童に限る。）について、当該利用に係る保育所又は認定こども園において常態として当該認定保育必要量の範囲を超えて行う保育をいう。
- (3) 一時延長保育 通常保育を利用している児童について、当該利用に係る保育所又は認定こども園において一時的に1日当たりの当該認定保育必要量の範囲を超えて行う保育をいう。
- (4) 休日保育 日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日までを除く。）に行う保育をいう。
- (5) 年末保育 年末に行う保育をいう。
- (6) 一時保育 一時的に保育を必要とする児童に対して行う保育をいう。
- (7) 緊急一時保育 緊急に保育を必要とする児童に対して行う保育をいう。

り行う保育（以下この条において「通常保育」という。）以外に、特に必要があると認める児童に対し、墨田区規則（以下「規則」という。）で定める保育所において次に掲げる特別保育を行う。

- (1) 標準時間保育延長保育 通常保育を利用している児童（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第20条第3項の規定により認定された保育必要量（以下この号から第3号までにおいて「認定保育必要量」という。）が1月当たり平均275時間まで（1日当たり11時間までに限る。）の区分である児童に限る。）について、当該利用に係る保育所において常態として当該認定保育必要量の範囲を超えて行う保育をいう。
- (2) 短時間保育延長保育 通常保育を利用している児童（認定保育必要量が1月当たり平均200時間まで（1日当たり8時間までに限る。）の区分である児童に限る。）について、当該利用に係る保育所において常態として当該認定保育必要量の範囲を超えて行う保育をいう。
- (3) 一時延長保育 通常保育を利用している児童について、当該利用に係る保育所において一時的に1日当たりの当該認定保育必要量の範囲を超えて行う保育をいう。
- (4) 〔同左〕
- (5) 〔同左〕
- (6) 〔同左〕
- (7) 〔同左〕

付則第5項による改正（墨田区保育所等の利用者負担額を定める条例（平成27年墨田区条例第23号））

改 正 案	現 行
<p>（利用者負担額）</p> <p>第3条 法第27条第3項第2号、第28条第2項各号、第29条第3項第2号及び第30条第2項各号の規定により支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して定める額（墨田区立幼稚園設置条例（昭和43年墨田区条例第25号）第1条の規定に基づき設置した幼稚園における教育に係るものを除く。）は、次の各号に掲げる教育・保育の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(3) 〔略〕</p> <p>（利用者負担額の徴収）</p> <p>第4条 区長は、<u>墨田区認定こども園条例（平成28年墨田区条例第 号）第1条の規定に基づき設置した認定こども園において特定教育・保育（教育に限る。）を利用する保護者から、前条第1号に掲げる利用者負担額を徴収する。</u></p> <p>2 区長は、<u>墨田区保育所条例（昭和36年墨田区条例第4号）第1条の規定に基づき設置した保育所、前項の認定こども園又は法附則第6条第1項に規定する特定保育所において特定教育・保育（保育に限る。）又は特別利用保育を利用する保護者（特定保育所における利用にあつては、保護者又は扶養義務者）から、前条第2号又は第3号に掲げる利用者負担額を徴収する。</u></p> <p>（保育料の納付）</p> <p>第5条 <u>前条第1項の保護者又は同条第2項の保護者（特定保育所における利用にあつては、保護者又は扶養義務者）（以下「保護者等」という。）は、区長が指定した納期限までに同条各項に規定する利用者負担額（以下「保育料」という。）を納付しなければならない。</u></p> <p>別表第1 <u>私立幼稚園・認定こども園教育標準時間利用者負担額（保育料）</u></p>	<p>〔同左〕</p> <p>第3条 法第27条第3項第2号、第28条第2項各号、第29条第3項第2号及び第30条第2項各号の規定により支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して定める額（墨田区立幼稚園設置条例（昭和43年墨田区条例第25号）<u>に基づき設置された幼稚園における教育に係るものを除く。）</u>は、次の各号に掲げる教育・保育の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(3) 〔略〕</p> <p>（保育料の徴収）</p> <p>第4条 〔新設〕</p> <p>区長は、<u>墨田区保育所条例（昭和36年墨田区条例第4号）に基づき設置された保育所又は法附則第6条第1項に規定する特定保育所において特定教育・保育（保育に限る。以下同じ。）又は特別利用保育を利用する保護者（特定保育所における利用にあつては、保護者又は扶養義務者。以下「保護者等」という。）から、前条第2号又は第3号に掲げる利用者負担額（以下「保育料」という。）を徴収する。</u></p> <p>〔同左〕</p> <p>第5条 <u>保護者等は、区長が指定した納期限までに保育料を納付しなければならない。</u></p> <p>別表第1 <u>私立幼稚園・認定こども園教育標準時間利用者負担額</u></p>

〔略〕

〔略〕

付 則 墨田区認定こども園条例の付則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、付則第4項の規定は、公布の日から施行する。

(墨田区保育所条例の一部改正)

- 2 墨田区保育所条例(昭和36年墨田区条例第4号)の一部を次のように改正する。
別表中墨田区たちばな保育園の項及び墨田区八広保育園の項を削る。

(墨田区特別保育の利用に関する条例の一部改正)

- 3 墨田区特別保育の利用に関する条例の一部を次のように改正する。

第1条中「という。）」の次に「及び墨田区認定こども園条例(平成28年墨田区条例第 号)第1条の規定に基づき設置した墨田区認定こども園(以下「認定こども園」という。))」を加える。

第2条各号列記以外の部分中「児童福祉法(昭和22年法律第164号)第24条第1項の規定により行う」を「子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第20条第3項の規定により認定された保育必要量(第1号から第3号までにおいて「認定保育必要量」という。)の範囲内の」に改め、「保育所」の次に「及び認定こども園」を加え、同条第1号中「子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第20条第3項の規定により認定された保育必要量(以下この号から第3号までにおいて「認定保育必要量」という。))」を「認定保育必要量」に改め、「保育所」の次に「又は認定こども園」を加え、同条第2号及び第3号中「保育所」の次に「又は認定こども園」を加える。

(墨田区特別保育の利用に関する条例の一部改正に伴う準備行為)

- 4 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の墨田区認定こども園における特別保育の実施に係る必要な手続その他の準備行為は、施行日前においても、前項の規定による改正後の墨田区特別保育の利用に関する条例の規定の例により行うことができる。

(墨田区保育所等の利用者負担額を定める条例の一部改正)

- 5 墨田区保育所等の利用者負担額を定める条例(平成27年墨田区条例第23号)の一部を次のように改正する。

第3条中「に基づき設置された」を「第1条の規定に基づき設置した」に改める。

第4条の見出し中「保育料」を「利用者負担額」に改め、同条中「に基づき設置された保育所」を「第1条の規定に基づき設置した保育所、前項の認定こども園」に改め、「。以下同じ」を削り、「。以下「保護者等」という。))」を「))」に改め、「(以下「保育料」という。))」を削り、同条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

区長は、墨田区認定こども園条例(平成28年墨田区条例第 号)第1条の規定に基づき設置した認定こども園において特定教育・保育(教育に限る。)を

利用する保護者から、前条第1号に掲げる利用者負担額を徴収する。

第5条中「保護者等」を「前条第1項の保護者又は同条第2項の保護者（特定保育所における利用にあつては、保護者又は扶養義務者）（以下「保護者等」という。）」に、「保育料」を「同条各項に規定する利用者負担額（以下「保育料」という。）」に改める。

別表第1中「教育標準時間利用者負担額」を「教育標準時間利用者負担額（保育料）」に改める。